

## 小田原漁港交流促進施設条例に基づく申請に対する処分の審査基準及び不利益処分の処分基準の素案について

### 1 目的

小田原漁港交流促進施設条例に基づく申請に対する処分の審査基準及び不利益処分の処分基準を定めるもの

### 2 主な内容

- (1) 小田原漁港交流促進施設条例に基づく申請に対する処分の審査基準
- (2) 小田原漁港交流促進施設条例に基づく不利益処分の処分基準

### 3 施行予定日

平成30年9月1日

### 4 参考資料

- (1) 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 総括表
- (2) 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票
- (3) 不利益処分の処分基準 総括表
- (4) 不利益処分の処分基準 個票